



JASDAQ

2019年12月25日

各 位

会 社 名 マジェスティゴルフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在 昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員 CFO 鈴木 正道
(TEL：03-6275-6300)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2019年11月27日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」及び2019年11月28日付当社プレスリリース『(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ』(併せて以下「2019年11月27日及び28日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2020年1月22日まで整理銘柄に指定された後、2020年1月23日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所が開設するJASDAQ(スタンダード)市場において取引することはできません。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2019年11月27日及び28日付当社プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本定時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,871,133株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式数

17,227,755株

④ 効力発生前における発行済株式総数

17,227,761株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2019年11月14日に公表した令和元

年9月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数(17,228,201株)から、当社2019年11月27日開催の取締役会において決議した、2020年1月24日付で消却する予定の2019年9月30日現在当社が保有する自己株式数(440株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、マジェスティゴルフコリア以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより1株に満たない端数が生じるときは、交付されるべき株式の株が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てマジェスティゴルフコリアに売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、マジェスティゴルフコリアが2019年8月13日から2019年9月25日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける公開買付価格と同額である195円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案(定款の一部変更の件)

本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数は減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

そして、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株主の権利制限)及び第10条(単元未満株式の買増し)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該定款一部変更の内容は、2019年11月27日及び28日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2020年1月25日に効力

が発生する予定です。

3. 本株式併合の日程

① 本定時株主総会開催日	2019年12月25日(水)
② 整理銘柄指定日	2019年12月25日(水)(予定)
③ 最終売買日	2020年1月22日(水)(予定)
④ 上場廃止日	2020年1月23日(木)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2020年1月25日(土)(予定)

以上